

オーストラリアの 連邦予算案概要

2020～2021年度

2020年10月

前例のないこの時世、今年の連邦予算案も伴って前例のないものとなっている。「キャッシュ・スプラッシュ」と言われるこの案は、新しい経済を再建する必要性に重点を置いている。製造とエネルギーを拡大し、デジタル経済に向かうことで、民間部門が経済回復を支えることを可能にするインフラを提供することである。

新規投資、新たな雇用、新たな働き方、新たなパートナーシップを促す。以前発表されたエネルギー産業、製造業、サイバー・セキュリティへの資金に加え、今年の連邦予算の実質的な勝者は、欠損金の繰戻しや減価償却資産の費用全額損金算入を適用できる事業投資である。

個人所得税・減税計画

項目	個人所得税
該当	個人
要点	税率及び境界値 2020年7月1日以降 <ul style="list-style-type: none"> 税率 19%の所得税区分の適用上限は豪\$ 37,000から豪\$45,000に引き上げ→1人あたり年間最大豪\$1,080の節税 税率 32.5%の所得税区分の適用上限は豪\$90,000から豪\$120,000に引き上げ→1人あたり年間最大豪\$2,430の節税
	メディケア税 低所得境界値の引き上げ
	低・中所得者所得税額控除(LMITO) 2021年6月30日まで維持
	低所得者所得税額控除(LITO) 豪\$445から豪\$700に引き上げ。 <ul style="list-style-type: none"> 豪\$37,500以上の課税所得を豪\$1あたり5c削減

項目	欠損金の繰戻し
該当	法人税支払い義務のある年間総売上豪\$50億以下の企業
要点	<p>2018/19 所得年度以降に生じた課税所得について、2019/20、2020/21、2021/22 所得年度に生じた税務上の欠損金を繰戻し相殺することを選択することが可能</p> <p>繰戻し金額については、税務上の損失を生じさせてはならず、過年度の課税所得の水準に基づき制限</p> <p>例:</p> <ul style="list-style-type: none"> 2020年に損失を被り、2019年に利益を上げた場合、今支払われた2019年の税金の払い戻しにアクセス可 2021年の確定申告の提出時に、2021年と2022年の確定申告が提出されたときに潜在的な税金還付が利用可能 <p>これらの一時的な措置を利用するには、所有権の継続性テスト (COT) または事業継続性テスト (SBT) のいずれかである税務上の損失回収テストを満たす必要があることが予想されている</p>
項目	減価償却資産の費用全額損金算入
該当	年間の総売上が豪\$50億以下の企業
要点	<p>対象: 予算案発表の 2020 年 10 月 6 日午後 7 時半 (AEDT) 以降に取得し、各要件を満たした 2022 年 6 月 30 日までに初めて使用又は使用開始のために導入が完了する対象の固定資産</p> <p>年間の総売上豪\$50億未満の企業について以下の費用</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規対象償却資産の費用全額 既存の対象償却資産に対し該当期間中に行われる改良費用 <p>年間の総売上豪\$5,000万未満の企業は、中古の対象償却資産の費用全額損金算入可</p> <p>年間総売上が豪\$5,000万～豪\$5億の企業</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象となる中古資産の全費用を豪\$15万未満で控除可 この資産は2020年12月31日までに購入する必要がある 豪\$15万の即時資産償却の対象となる資産を保有する企業は、さら2021年6月30日までのにこれらの資産を最初に使用またはインストールする必要がある <p>年間の総売上が豪\$1,000万以下の企業</p> <ul style="list-style-type: none"> 全額損金算入に係る一時的措置も適用 所得年度末時点での簡便ルールに基づく減価償却枠(pool)の残高を損金算入も検討
項目	ビクトリア州企業支援基金
該当	事業支援基金の受領者
要点	<ul style="list-style-type: none"> ビクトリア州政府が 2020 年 9 月 13 日に発表した企業支援 税務上非課税 (non-assessable, nonexempt=NANE) 同日以降から 2021 年 6 月 30 日までの支援が対象

法人税・減税計画（続）

項目	小規模事業向け税軽減措置
該当	年間の総売上高\$5,000万以下の企業
要点	<p>2020年7月1日以降</p> <ul style="list-style-type: none"> 創業費用一部のコスト即時損金算入可 前払い金の一部即時損金算入可 <p>2021年4月1日以降</p> <ul style="list-style-type: none"> 47%のFRINGE・ベネフィット税が免除 駐車場料金 携帯電話やラップトップなどの携帯用電子機器の従業員への支給 <p>2021年7月1日以降</p> <ul style="list-style-type: none"> 棚卸資産の簡素化ルールの適用可 法人税分割納税の上限を GDP 連動名目所得に制限 適格商品における物品・関税の月次納付 ATO の所得税更正請求の期間の短縮：4年→2年
項目	Research & Development (R&D) 税額控除
該当	<ul style="list-style-type: none"> 売上高 < 豪\$2,000万未満 売上高 > 豪\$2,000万以上 その他
要点	<p><u>売上高豪\$2,000万未満の企業</u></p> <p>2021年7月1日以降</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間現金払い戻しの豪\$400万の上限が削除 返金可能な税額控除が法人税率に18.50%を加えたものに引き上げ <p><u>売上高豪\$2,000万以上の企業</u></p> <p>2021年7月1日以降</p> <p>返金不可税額控除は、法人税率に以下を加えたもの：</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究開発費が総支出2%未満の場合→8.5% 研究開発費が総支出2%以上の場合→16.50% <p><u>その他</u></p> <p>2021年7月1日以降</p> <p>R&D 支出の上限は 豪\$1 億～豪\$1 億 5,000 万に引き上げ</p>

国際関連

項目	移住性
該当	法人
要点	<ul style="list-style-type: none"> • Royal Assent以降 • 海外に設立される法人であっても「オーストラリアと経済的に重要な関連性を有する」場合にはオーストラリアの税務上の居住者と見なされる
項目	情報交換規定(EoI)対象国リスト
該当	投資信託 (Managed Investment Trusts)
要点	<ul style="list-style-type: none"> • 2021年7月1日以降 • 豪州政府は、オーストラリアとの間で情報交換規定(EoI: Exchange of Information)を実質的に有する対象国のリストを更新

産業

産業	製造業
コメント	<p>翻案最大の投資の1つは、豪\$15億の製造業戦略。過去の投資とは対照的に焦点が置かれ、豪\$13億の大規模な「近代的製造イニシアティブ」が含まれる。</p> <p>政府と産業界は、各分野のバリューチェーンに沿って成長機会、規模拡大の障壁等必要とされるものを特定するために、産業主導のロードマップを4月までに作成する予定である。</p>
焦点	<ul style="list-style-type: none"> • 豪\$13億：「近代的製造イニシアティブ」は、来年の第1四半期に基金が開かれた優先産業の拡大を支援することに焦点を当てた。 • 豪\$5,250万：変革技術とプロセスを支援するための基金 • 豪\$1億720万：医薬品、食品、化学品、プラスチックなどの重要な良質でサービスに関する「サプライチェーンの強靭性」の脆弱性を特定する。これらに対処するための選択肢には、国や連邦政府の調達契約に裏付けられた国内の製造、または海外の契約相手国の「好意的パートナー」を特定することが含まれる。

産業	エネルギー未来
コメント	<p>エネルギー政策は全面的になる。2020年1月、首相はガスを再生可能な将来への移行燃料と位置付けた。9月、政府は、来るべき連邦予算において、自国の新たなエネルギー未来を創出するだけでなく、イノベーションを奨励し、将来の雇用を創出するために、重要な投資を先取りした。</p> <p>このロードマップは、2030年までに130,000人の雇用を支援し、2040年までにオーストラリアで2億5000万トンの排出を回避すると予想されている。</p>
焦点	<ul style="list-style-type: none"> • 豪\$14.3億：オーストラリア再生可能エネルギー機関(ARENA)が新たなプロジェクトに投資するためのベースライン資金を保証したほか、農業、製造業、産業、運輸部門の排出削減技術を支援するため、ARENAとクリーンエネルギー金融未来公社(CEFFC)の焦点を拡大。 • 豪\$9,540万：農業、製造業、産業、運輸部門の企業が生産性を高め、排出量を削減する技術を採用することを支援する新しい技術共同投資基金。 • 豪\$7,450万：水素、電気、バイオ燃料車をもたらす機会を企業や地域コミュニティが利用できるよう支援する新しい未来基金。 • 豪\$7,020万：需要拡大のための水素輸出ハブの設置 • 豪\$6,700万：地域コミュニティや遠隔地コミュニティで新しいマイクログリッド

その他

項目	住宅建設助成金
該当	住宅所有・住居者 (初めての住宅購入者を含む)
要点	<ul style="list-style-type: none"> 豪\$25,000の助成金 2020年6月4日から2020年12月31日までの間に契約が締結され、契約日から3か月以内に建設が開始された、新しい適格住宅の建設または既存の適格住宅の大幅な再建のため
項目	初めての住宅購入者スキーム
該当	初めての住宅購入者
要点	<ul style="list-style-type: none"> 連邦政府がローンの保証人として機能する貸し手の住宅ローン保険を回避しながら、追加の10,000人の初の住宅購入者がわずか5%の保証金で新築住宅を建設または購入するためのローンを取得できる スキームの価格上限も最大豪\$950,000に引き上げ（上限は州によって異なる）
項目	賃金補助
該当	大手銀行以外の事業を営む
要点	<ul style="list-style-type: none"> 失業中の「若い」人を雇用している企業により利用可 2020年10月7日より開始 16歳～35歳までの新入社員1人につき最大12か月間クレジットが支払われる クレジットは四半期ごとに支払われる <ul style="list-style-type: none"> 16～29歳および16～29歳の場合は週豪\$200 30～35歳の場合は週豪\$100 従業員適格性 <ul style="list-style-type: none"> 週に最低20時間働く必要 雇用前に特定のCentrelinkの支払いを受け取っていたこと 資格を得るには、雇用主は、新しいポジションが作成されるたびに、全体的な従業員の人数と給与の増加を示す必要
項目	退職年金 「Your future, your super」
該当	退職年金口座
要点	<ul style="list-style-type: none"> 人が転職した場合の複数の退職年金口座の作成の防止 より良いファンドを簡単に選択できるようにするための「YourSuper」比較ツールの導入 商品の毎年のパフォーマンステストを満たす必要性



お問い合わせ

荒川尚子
日豪デスクリーダー

T +61 7 3222 0420
E shoko.arakawa@au.gt.com

We are Grant Thornton

グラントソントン・オーストラリア（以下：GTオーストラリア）は、豪州に6拠点において、国際経験豊かで幅広い経験と深い洞察力を持った1,200名以上の専門家が、上場企業、オーナー系企業、非営利団体等に、監査・保証業務、税務、及びアドバイザリーサービスを提供しています。

専門性と焦点をもったアドバイスを提供することにより、クライアントの潜在力を発揮する支援をしています。「クライアント第一」の考え方と商業的視点を、専門知識の深さと幅、そして業界の洞察力と組み合わせることにより、きめ細かで実質的なアドバイスを実行する支援に従事しています。

国際化する経済ニーズに対応して、ジャパングラントソントンや世界135カ国以上・700以上の拠点を有するグラントソントンのネットワークが、柔軟かつ迅速に高品質なサービスを提供しています。

事務所

アデレード

Grant Thornton House
Level 3, 170 Frome Street
Adelaide SA 5000
E info.sa@au.gt.com

ブリスベン

Level 18, 145 Ann Street
Brisbane QLD 4000
T +61 7 3222 0200
E info.qld@au.gt.com

ケアンズ

Cairns Corporate Tower
Level 13, 15 Lake Street
Cairns QLD 4870
T +61 7 4046 8888
E info.cairns@au.gt.com

メルボルン

Collins Square
Tower 5, 727 Collins Street
Melbourne VIC 3000
T +61 3 8320 2222
E info.vic@au.gt.com

パース Central

Park Level 43,
152-158 St Georges Terrace
Perth WA 6000
T +61 8 9480 2000
E info.wa@au.gt.com

シドニー

Level 17, 383 Kent Street
Sydney NSW 2000
T +61 2 8297 2400
E info.nsw@au.gt.com



grantthornton.com.au

Grant Thornton Australia Limited ABN 41 127 556 389 ACN 127 556 389

'Grant Thornton' refers to the brand under which the Grant Thornton member firms provide assurance, tax and advisory services to their clients and/or refers to one or more member firms, as the context requires. Grant Thornton Australia Limited is a member firm of Grant Thornton International Ltd (GTIL). GTIL and the member firms are not a worldwide partnership. GTIL and each member firm is a separate legal entity. Services are delivered by the member firms. GTIL does not provide services to clients. GTIL and its member firms are not agents of, and do not obligate one another and are not liable for one another's acts or omissions. In the Australian context only, the use of the term 'Grant Thornton' may refer to Grant Thornton Australia Limited ABN 41 127 556 389 and its Australian subsidiaries and related entities.

Liability limited by a scheme approved under Professional Standards Legislation.